

施設建設地域への地域振興策

湖北広域行政事務センターが建設を進める各施設を受入れていただく自治会（区）に対して地域振興策（環境整備事業および地域活性交付金）を実施します。センターも施設を建設する地域の一員であるという視点から、環境整備事業の実施や地域活性交付金を交付し、地域の活性化を図ることを目的とします。

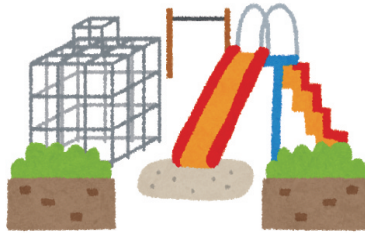
1. 環境整備事業の概要

- ① 実施対象地域は、施設の設置自治会（区）とします。
- ② 整備事業は、施設の設置自治会（区）に総額5億円を上限として、交付要綱等に基づき各年度ごとの予算の範囲内で実施できます。
※複数の自治会（区）が該当する場合は、総額の上限額を該当する自治会（区）で按分します。
- ③ 対象事業は、下記の例を参考にしてください。
- ④ その他詳細については、交付金要綱等に定めるものとします。

<参考例>



自治会館等整備



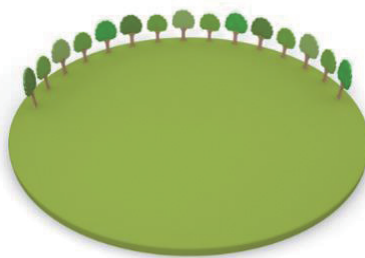
公園整備



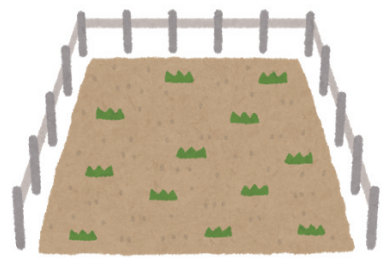
道路・水路等の周辺整備



防災備品・防災倉庫整備



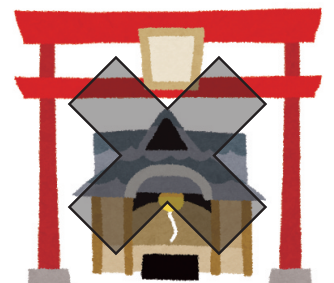
グラウンド整備



獣害対策

※環境整備事業によって整備された施設等の維持管理については、原則、設置自治会（区）でお願いします。

※自治会（区）のなかで必要となる施設等の整備であれば、原則対象となりますが、「神社仏閣等の宗教的なものの整備」に関する支出は環境整備事業の対象とはなりません。



2. 地域活性交付金の概要

- ① 交付対象地域は、施設の設置自治会（区）とします。
- ② 交付金は、年間500万円（全施設稼動時）を上限とし、交付要綱等に基づき予算の範囲内で交付いたします。
※交付金は、各施設の整備（稼動）時に増額し、斎場稼動時に年間150万円を上限、次の汚泥再生処理センター稼動時に年間300万円を上限、全施設稼動時に年間500万円を上限とします。
※複数の自治会（区）が該当する場合は、総額の上限額を該当する自治会（区）で按分します。
- ③ 交付対象事業は、環境保全活動や交流事業等の地域活性化に関する事業とします。詳しくは下記の例を参考にしてください。
- ④ その他詳細については、交付金要綱等に定めるものとします。

<参考例>



運動会支援



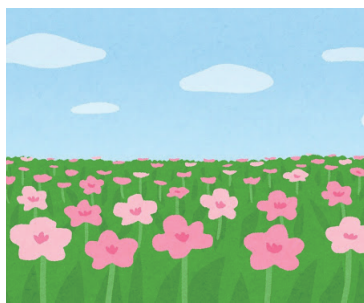
文化祭支援



世代間交流支援



清掃活動支援



花いっぱい運動支援



伝統文化継承支援

※清掃活動や運動会、その他地域のコミュニティ活動等の自治会（区）活動の経費であれば、原則交付の対象となりますが、「飲食経費」「公序良俗に反する活動の経費」等は交付金の対象とはなりません。



○ご不明な点については下記までご相談ください。

○湖北広域行政事務センター 施設整備課

〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地

TEL 0749-62-7146